

V. 平成16(2004)年の制度改正について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされてきたところである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

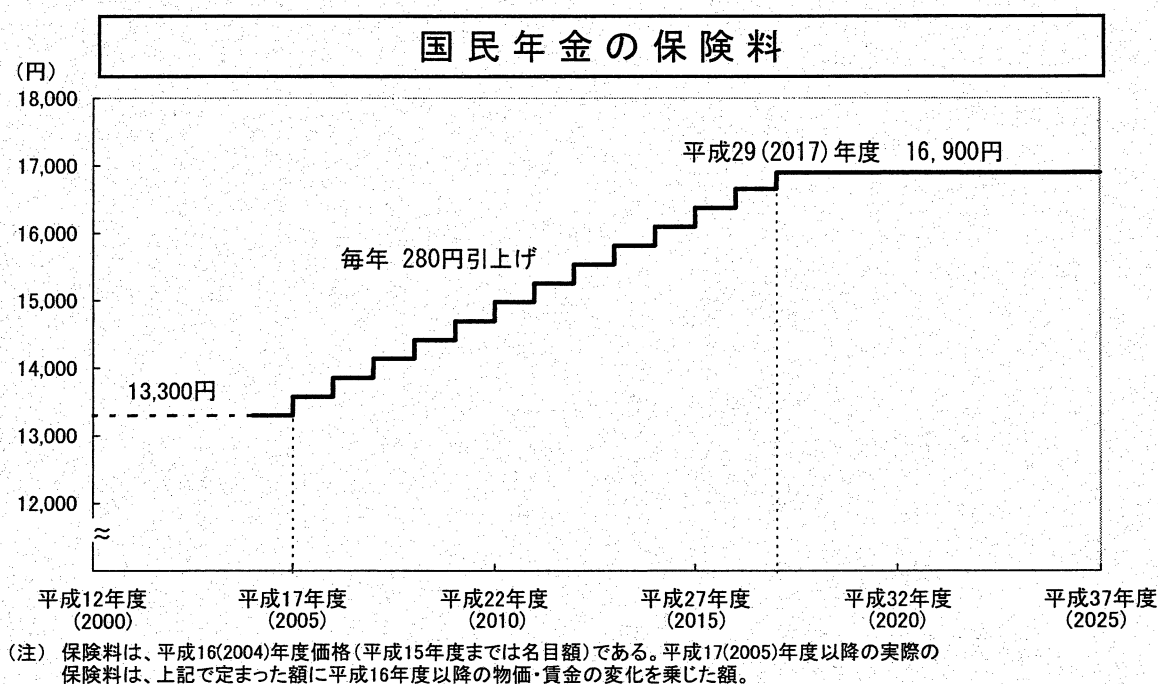
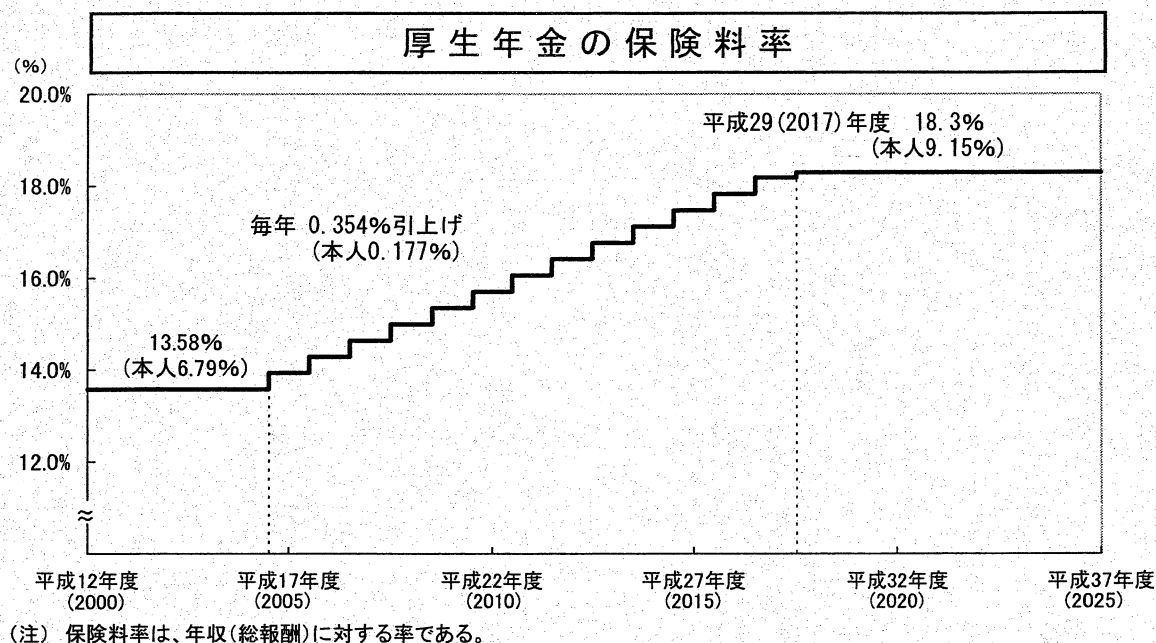
① 保険料水準と給付水準

平成16(2004)年の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16（2004）年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年（2017）年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料（月額）は、平成17（2005）年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29（2017）年度以降は16,900円（平成16年度価格）としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額（夫婦の基礎年金を含む厚生年金）が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている（平成35（2023）年度以降50.2%となる見込み）。

（注）標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収36.0万円（ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分））の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度（ボーナス1回につき1,150円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、